

国保だより

令和2年4月30日
第33号
発行 飯山市 民生部

掲載内容	掲載ページ
被保険者証が変わります	…… 1
国民健康保険税	…… 2
整形外科での保険証利用、医療費通知、ジェネリック医薬品	…… 3
高額療養費・限度額適用認定証	…… 4

国保加入状況

令和2年2月29日現在

	市全体	国保加入者	加入率
世帯数	8,078 戸	3,055 戸	37.82%
人口	20,691 人	4,972 人	24.03%

国民健康保険

日本では、病気やけがのとき安心して医療を受けられるよう、国民全員がいずれかの医療保険に入ることになっています。国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方を対象に、保険税を出し合ってお互いに助け合うことを目的とした医療保険のひとつです。

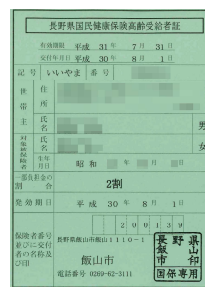
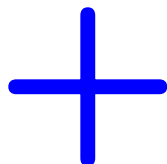
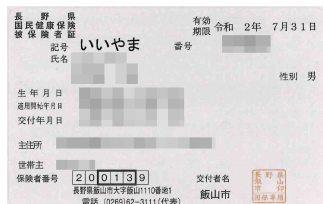
被保険者証が変わります

現在ご使用中の国民健康保険被保険者証(保険証)は、7月31日が有効期限となります。

70歳から74歳の国保被保険者の方々には、これまで「保険証」と「高齢受給者証」の2枚を別々に交付していましたが、今回の更新からはこれらがひとつになって保険証一枚を提示すれば受診することができるようになります。

※70歳未満の方の保険証も一部デザインが変わります。

被保険者証と高齢受給者使用がひとつになります



令和2年8月1日から

被保険者証の色が
藤色から空色
に変わります。



有効期限は
令和3年7月31日
です。

- ★保険証を提示しないと医療費はいったん全額自己負担になります。忘れず提示しましょう。
- ★国保の保険証をお持ちの方が社会保険等に参加された場合、国保を脱退する手続きが必要です。また、社会保険等に参加した場合には、新しい保険証が届いていなくても国保の保険証はお使いいただけます。

国民健康保険税率(額)が改定されます

医療給付の主な財源は国民健康保険税です。

飯山市では、安定した国民健康保険制度を持続させるための制度改正により財政運営の責任主体となった県が目指す県内保険税率統一に向け、税条例の改正案を作成し、3月の市議会の議決により、令和2年度から適用する「税率・額」を次のとおり決定しました。

■令和2年度国民健康保険税 税率・額

医 療 分	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	所得割税率	6.90%	6.90%	変更なし
	資産割税率	18.70%	21.00%	△2.3%
	均等割額	20,000円	20,000円	変更なし
	平等割額	20,100円	20,100円	変更なし
後期支援分	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	所得割税率	3.45%	3.45%	変更なし
	資産割税率	9.30%	10.50%	△1.2%
	均等割額	9,800円	9,800円	変更なし
	平等割額	9,700円	9,700円	変更なし
介護保険分	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	所得割税率	2.60%	2.60%	変更なし
	資産割税率	4.20%	4.75%	△0.55%
	均等割額	7,500円	7,500円	変更なし
	平等割額	7,000円	7,000円	変更なし
合 計	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	所得割税率	12.95%	12.95%	変更なし
	資産割税率	32.20%	36.25%	△4.05%
	均等割額	37,300円	37,300円	変更なし
	平等割額	36,800円	36,800円	変更なし

※ その他、課税限度額等については7月の納付書の送付時にお知らせします。

国民健康保険税

医療保険分（国民健康保険制度の運営に充てられます）・後期高齢者支援分（後期高齢者医療制度を現役世代で支えるものです）・介護保険分（介護保険制度の運営に充てられます ※介護保険2号被保険者(40～64歳)の方が対象）ごとに①～④の税額を計算し、合算したものが国民健康保険税となります。

- ①所得割 …（前年中の総所得額－330,000円）×税率 ※加入者ごとに計算
- ②資産割 …本年度の固定資産税（都市計画税を除く）×税率 ※加入者ごとに計算
- ③均等割 …加入者の人数×税額
- ④平等割 …1世帯あたりの税額（加入者数に関わらず定額）

★総所得額とは、総収入額から必要経費または給与・年金所得控除額を引いた額です。

保険税の軽減 …前年中の総所得金額等に応じて均等割・平等割の軽減がされます。詳しくは、納付書送付の際に同封するチラシ等をご確認ください。

■保険税の納期

1年分（4月～翌年3月分）を9回の納期（7月～翌年3月）で納めていただきます。納付書は7月中旬にお送りします。（年度途中での加入・脱退の場合はお手続後にお送りします）※納期前の4～6月に脱退された場合は、7月に精算分の納付書をお送りします。（年金天引きの世帯もあります）

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージで保険証が使える範囲は限定されています

整骨院・接骨院は医療機関ではありませんが、多くの場合は保険医療機関での受診と同じように、窓口で保険証を提示して一部負担金を支払うだけで施術を受けられます。

ただし、国民健康保険が使えるのは次の場合に限定されています。

- ねんざ・打撲・肉離れの施術
- 医師の同意がある骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急処置後の施術には医師の同意が必要です）
- 負傷原因がはっきりしている、筋ちがい等

【例】日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出たとき

これ以外の、単なる肩こりや筋肉疲労、慢性病からくる痛みやしびれへの施術などには国民健康保険は使えません。また、既に別の医療機関（病院や診療所）で診てもらっているだけで整骨院などの施術を受けた場合も対象外になります。

整骨院や接骨院にかかるときは、次のような点にご注意ください。

- ケガの原因を正しく伝えて、保険の対象となるかどうかを確認してください。
- 領収書は必ず受け取り、保管しておきましょう。
- 施術後に記入する「療養費支給申請書」は、ケガの内容や治療の日数などが間違っていないかを確認して必ず自筆で署名しましょう。白紙の申請書への署名や印鑑を渡して書いてもらうことは間違いにつながることがあります。

はり・きゅう、マッサージについては、いったん全額支払の後、対象となる施術であれば保険給付分が払い戻されます（鍼灸師等が患者に代わって保険者に請求する場合があります）。

◆対象となる施術（いずれも医師の同意書または診断書が必要です）

- はり・きゅう …神経痛やリウマチ・五十肩・腰痛症など慢性的な痛みのある病気
- マッサージ …筋麻痺や関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする場合

「医療費のお知らせ」「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」

■医療費のお知らせ

健康管理や医療費の管理に役立てていただくため、また、医療機関などからの医療費請求などに誤りがないかをお確かめいただくため、今年度も数回に分けて医療費のお知らせをお送りしますので、ご活用ください。



◎医療費のお知らせが届いても、被保険者の皆様に手続をしていただくことはありません

◎医療費のお知らせは、所得税等の申告の際に医療費控除の添付資料としてお使いいただけますが、一部に記載されない受診があることや11～12月受診分は申告時期までにお送りできないことにご注意ください。これらは、医療機関等からの領収書等に基づいて申告する必要があります。申告に関する詳細は、税務署等にお問い合わせください。

■ジェネリック医薬品に関するお知らせ



今使っているお薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい減らせるかを試算したお知らせです（ジェネリック医薬品への切替えで薬代の軽減が見込まれる方にお送りしますので、全ての被保険者にお送りするわけではありません）。受け取られた方は、切替えの参考としてご活用ください。ただし、このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強要するものではありません。切替えの際には、主治医や調剤薬局の薬剤師と十分にご相談ください。

交通事故など第三者の不法行為による傷病の治療を国保で受ける場合は、必ず 市役所 国保年金係（1階 2-3 窓口）に届出をしてください。届出なしに加害者から治療費を受け取ったり、示談を結んでしまったりすると、国保での治療ができなくなる場合があります。

高額療養費

医療費(保険診療分の支払金額)が月の自己負担限度額を超えたとき支給されます。

■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		3回目まで	4回目以降※
所得が901万円を超える	ア	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)	140,100円
所得が600万円を超え 901万円以下	イ	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)	93,000円
所得が210万円を超え 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

■70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		外来+入院 (世帯単位)		4回目以降※
		外来(個人単位)		
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)		140,100円
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)		93,000円
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%)		44,400円
一般		18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

※「4回目以降」は過去12か月以内に高額療養費の支給が4回あった場合4回目から適用される額

●申請方法 支給対象となる場合は、受診後3~4か月後に申請書をお送りします。「申請書」、「領収書(※)」、「印鑑」、「振込先の通帳」、「保険証」等を持って、市役所 国保年金係(1階2-3窓口)で申請してください。

※領収書を他所に提出する場合はコピーをとり、コピーをご持参ください。

限度額適用認定証

医療費(保険診療分の支払金額)が高額となる場合、医療機関や調剤薬局に限度額認定証を提示することで、月の請求額が自己負担限度額までになります。(自己負担限度額は上記の表をご確認ください)

※保険診療分以外の自費負担分は対象となりません。

※国民健康保険税の滞納がある場合や所得の申告がない場合には利用できません。

※70歳以上の方は認定証が不要な場合がありますので、申請前にご相談ください。

※複数の医療機関や調剤薬局を受診されている世帯は、医療機関単位で自己負担額を上限に請求となります。高額療養費の対象となる場合には、申請書をお送りします。

●申請方法 「保険証」、「印鑑」を持って市役所国保年金係(1階2-3窓口)で申請してください。

市では、年々増加する医療費を抑えるため、病気の予防・早期発見・早期治療に重点を置いて事業を進めています。「特定健診」や「人間ドック補助金」もご活用いただき、受診の結果に基づいて生活習慣を見直し、健康維持や病気予防に努めましょう。

国民健康保険に関するお問い合わせは、市役所市民環境課 国保年金係まで。

Tel 62-3111(内154) E-mail shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp